

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 9 月 27 日（金）第2944号の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 職員に対する被服類貸与規則及び給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（※） （人事課取扱い） 1
- 職員の給料の特別調整額に関する規則及び初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部を改正する規則（※） （人事課取扱い） 2
- 鹿児島県行政組織規則及び鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則（※） （人事課取扱い） 2
- 鹿児島県会計規則の一部を改正する規則（※） （会計課取扱い） 3

告 示

- 非常勤職員の報酬の支給日の一部改正（※） （人事課取扱い） 4
- 非常勤職員のうち，報酬の額について知事が定めるものの額の一部改正（※） （人事課取扱い） 4

規 則

職員に対する被服類貸与規則及び給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 9 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第56号

職員に対する被服類貸与規則及び給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（職員に対する被服類貸与規則の一部改正）

第 1 条 職員に対する被服類貸与規則（昭和32年鹿児島県規則第71号）の一部を次のように改正する。

別表中72の項を73の項とし，同表71の項中「72の項」を「73の項」に改め，同項を同表72の項とし，同表中70の項を71の項とし，同表69の項中「70の項」を「71の項」に改め，同項を同表70の項とし，同表68の項中「70の項」を「71の項」に改め，同項を同表69の項とし，同表67の項中「66の項」を「67の項」に改め，同項を同表68の項とし，同表中66の項を67の項とし，同表65の項中「63の項及び64の項」を「64の項及び65の項」に改め，同項を同表66の項とし，同表中64の項を65の項とし，57の項から63の項までを1項ずつ繰り下げ，同表56の項中「59の項，66の項及び67の項」を「60の項，67の項及び68の項」に改め，同項を同表57の項とし，同表中55の項を56の項とし，47の項から54の項までを1項ずつ繰り下げ，同表46の項中「48の項」を「49の項」に改め，同項を同表47の項とし，同表中45の項を46の項とし，38の項から44の項までを1項ずつ繰り下げ，同表37の項中「38の項」を「39の項」に改め，同項を同表38の項とし，同表中36の項を37の項とし，35の項を36の項とし，同表34の項中「支庁農林水産部農政普及課」を「熊毛支庁農林水産部農政普及課並びに大島支庁農林水産部農政普及課，徳之島事務所農業普及課及び沖永良部事務所農業普及課」に，「36の項」を「37の項」に改め，同項を同表35の項とし，同表中33の項を34の項とし，21の項から32の項までを1項ずつ繰り下げ，同表20の項の次に次のように加える。

21 動物愛護センターに勤務する獣医師	作業服（上下）	4 着	3 年
		2 着	1.5年
	白衣	2 着	3 年
		1 着	1.5年
	予防衣	1 着	2 年
	ゴム長靴	2 足	3 年
1 足		1.5年	

（給料表の適用範囲に関する規則の一部改正）

第 2 条 給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鹿児島県規則第74号）の一部を次のように改正する。

表中「食肉衛生検査所」の次に「動物愛護センター」を加える。

附 則

この規則は、平成25年10月 1 日から施行し、第 1 条の規定による改正後の職員に対する被服類貸与規則別表35の項の規定は、平成24年 4 月 1 日から適用する。

.....

職員の給料の特別調整額に関する規則及び初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 9 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第57号

職員の給料の特別調整額に関する規則及び初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

（職員の給料の特別調整額に関する規則の一部改正）

第 1 条 職員の給料の特別調整額に関する規則（昭和35年鹿児島県規則第90号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 中 「

出先機関	船長
------	----

 」を

「

出先機関	動物愛護センター所長 船長
------	------------------

 」に改める。

別表第 5 エの表に次のように加える。

別表第 4 に掲げる職	6 級	49,900円
	5 級	47,100円

（初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正）

第 2 条 初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和60年鹿児島県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 エの表 6 級の項中「次長（6 級）」を「所長（6 級）
次長（6 級）」に改め、同表 7 級の項中

「所長」を「所長（7 級）」に改める。

附 則

この規則は、平成25年10月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県行政組織規則及び鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 9 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第58号

鹿児島県行政組織規則及び鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則

（鹿児島県行政組織規則の一部改正）

第 1 条 鹿児島県行政組織規則（昭和35年鹿児島県規則第122号）の一部を次のように改正す

る。

目次中「第18款 食肉衛生検査所（第110条—第112条）」を「第18款 食肉衛生検査所
第18款の 2 動物愛護セ
（第110条—第112条）
ンター（第112条の 2・第112条の 3）」に改める。

第28条の 5 に次の 1 号を加える。

(20) 動物愛護センターに関すること。

第52条中第32号を第33号とし、第18号から第31号までを 1 号ずつ繰り下げ、第17号の次に
次の 1 号を加える。

(18) 動物愛護センター

第 3 章第 3 節第18款の次に次の 1 款を加える。

第18款の 2 動物愛護センター

（業務）

第112条の 2 動物愛護センターは、県民に動物の愛護及びその適正な飼養について普及啓
発を行うなどして、人と動物の共生する社会の実現を図るため、次の事務を行う。

(1) 動物の愛護及びその適正な飼養についての普及啓発に関すること。

(2) 犬及び猫の譲渡に関すること。

(3) 動物との触れ合いの機会の提供に関すること。

(4) 関係団体との連携に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、動物の愛護及びその適正な飼養に関すること。

（名称及び位置）

第112条の 3 動物愛護センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鹿児島県動物愛護センター	霧島市

第178条第 1 項の表所長の項中「食肉衛生検査所」を「食肉衛生検査所
動物愛護センター」に改める。

（鹿児島県事務処理規則の一部改正）

第 2 条 鹿児島県事務処理規則（平成 5 年鹿児島県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 生活衛生課の表 8 の項第 7 号及び第17号中「保健所長」を「保健所長 動物愛護
センター所長」に改め、同表に次の 1 項を加える。

29 動物愛 護センタ ーに関す る事務	動物愛護セ ンターの業務 に属する犬及 び猫の譲渡に 係る手数料の 徴収（鹿児島 県動物愛護セ ンターの設置 及び管理に関 する条例（平 成25年鹿児島 県条例第54号） 5）									○	動物愛 護セン ター所 長	
-------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	------------------------	--

附 則

この規則は、平成25年10月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 9 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則
 鹿児島県会計規則（昭和62年鹿児島県規則第30号）の一部を次のように改正する。
 別表第1収支かいの表鹿屋食肉衛生検査所の項の次に次のように加える。

動物愛護センター	出納員	
----------	-----	--

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第1033号

昭和62年4月1日鹿児島県告示第629号（非常勤職員の報酬の支給日）の一部を次のように改正し、平成25年10月1日から施行する。

平成25年9月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表中「電話相談員」を「電話相談員
動物愛護専門員」に、「非常勤作業療法士」を「非常勤作業療法士
非常勤獣医師」に改める。

鹿児島県告示第1034号

平成17年3月29日鹿児島県告示第497号（非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額）の一部を次のように改正し、平成25年10月1日から施行する。

平成25年9月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表保健福祉部の部電話相談員の項の次に次のように加える。

動物愛護専門員	日額	6,910円以内
---------	----	----------

表保健福祉部の部非常勤作業療法士の項の次に次のように加える。

非常勤獣医師	日額	12,860円以内
--------	----	-----------